

大規模小売店舗の新設に関する届出

由利本荘市告示第11号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和8年1月21日

由利本荘市長 湊 貴信

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲
石川県白山市松本町2512番地

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) クスリのアオキ本荘店
秋田県由利本荘市二番堰58番1 外

(3) 小売業を行う者の名称及び住所

株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲
石川県白山市松本町2512番地

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和8年9月21日

(5) 店舗面積の合計

1,825m²

(6) 駐車場の収容台数

73台

(7) 駐輪場の収容台数

5台

(8) 荷さばき施設の面積

64m²

(9) 廃棄物等の保管施設の容量

5.7m³

(10) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社クスリのアオキ 開店時刻 午前9時00分 閉店時刻 翌0時00分

(11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から翌0時30分まで

(12) 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

(13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後9時00分まで

2 届出年月日

令和8年1月20日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

由利本荘市役所 産業振興部 商工振興課

(2) 縦覧期間

令和8年1月21日から令和8年5月21日まで

4 意見書の提出先

由利本荘市尾崎17番地 由利本荘市産業振興部商工振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名及び住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由